

市民との協働により「住みたくなるまち」をめぐして

『(仮称)町田市街づくり条例』を検討しています。

市では、「町田市都市計画マスタープラン」にもとづき、市民・事業者・市協働の街づくりを進めるための基本的しくみの検討を進めてきました。

検討にあたっては、二〇〇一年五月に学識経験者、公募市民等で構成する「町田市街づくり条例検討委員会」を設置しました。

「街づくり条例解説セミナー」「街づくり条例市民提案検討会」の開催、広報での検討経過のお知らせなどを通じて、市民の皆様のご意見をいただきながら検討を重ね、二〇〇二年一〇月に、検討委員会から市長へ報告(提言)をいただきました。

現在、市では、委員会報告をもとに「(仮称)町田市街づくり条例」の具体的な内容を検討しています。このたび、検討中の内容について、その概要をお知らせし、広く市民の皆様からご意見をいただくことにしました。

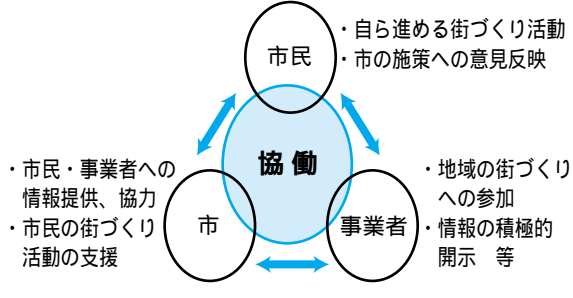
一 条例の背景

町田市は、これまで多摩丘陵の豊かな自然の中に、広域商業拠点をもつ首都圏近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。しかし、近年、少子・高齢社会の到来や規制緩和、地方分権の推進に伴い社会経済環境も大きく変化しています。

今後、長期的には人口が減少に向かうことが見通され、総人口が微増ないしは横ばいの時代では、都市の大きな変容よりも、これまで形成されてきた既存市街地等について、都市計画マスタープラン(注1)で示された地域の将来像をより具体的にどう実現するかなどをきめ細かな取り組みがより重要となってきます。

このような背景の中、都市づく

図1 市民・事業者および市協働による街づくり



りを支える法律・制度の面では、地域の実情に即したきめ細かな計画制度である地区計画制度(注2)の拡充、積極的な活用や、市が主体となって住民の参加を重視した制度の創設が大切な流れとなっています。

二 条例の理念、目的

自らが住まう街の将来のあるべき姿や「住みたくなるまち」を住み続けたいまちの検討を進める取り組み(街づくり)は、行政の視点だけでなく、住民自身が地域の課題を自主的に解決するため、地域に根ざした生活者の視点を最大限に生かし、柔軟で多様な街づくりの展開が求められます。

そのような取り組みを通じて、住民相互の信頼が生まれ、さらに、自らの望む街づくりを一步一歩実現することにより地区への愛着がはぐまれ、地域コミュニティの発展にもつながっていきます。

今後は、市民・事業者(建築や開発等を行う事業者等)および市がともに協力しながら、それぞれが対等の立場で意見交換を行い、相互理解のもとにそれぞれの役割分担を明確にし、生き生きとした地域社会の創造に取り組んでいかなければなりません(図1)。

現在検討を進めている「(仮称)町田市街づくり条例」は、このような考え方を基本として、地域の課題に市民自ら取り組む活動機会の充実を図り、市民・事業者・市が相互の理解と協力にもとづき街づくりを進めるため、次のようなしくみを明確にするものです。

市民・事業者と市の協働による街づくりのしくみ

市民と市のみならず、大規模施設整備・開発等にかかわる事業者も市内の街づくりにおける責任を負うことを確認し、相互の理解と協力にもとづいた街づくり推進のしくみを確立します。

街づくり情報の開示と共有のしくみ

街づくりに関する情報を、市民・事業者・市が互いに積極的に開示し、共有することは、協働の街づくり実現の基礎となります。

市民主体の街づくり活動への市からの支援に関するしくみ

市民主体の街づくりを促進するためには、情報や関係資料の収集と公開、専門知識にもとづく相談や協力、活動等に対する市から市民に対する支援などが重要となります。そのような市による支援を明確に位置づけます。

三 街づくり条例の対象

「まちづくり」とは、地域住民相互が協力し合い、また、行政および事業者との協働のもと、自らが住み生活する場を住み良い魅力あるものにしていく諸活動のことをいい、高度経済成長期を通じて定着してきた言葉です。

活動内容により次のような「まちづくり」があります。

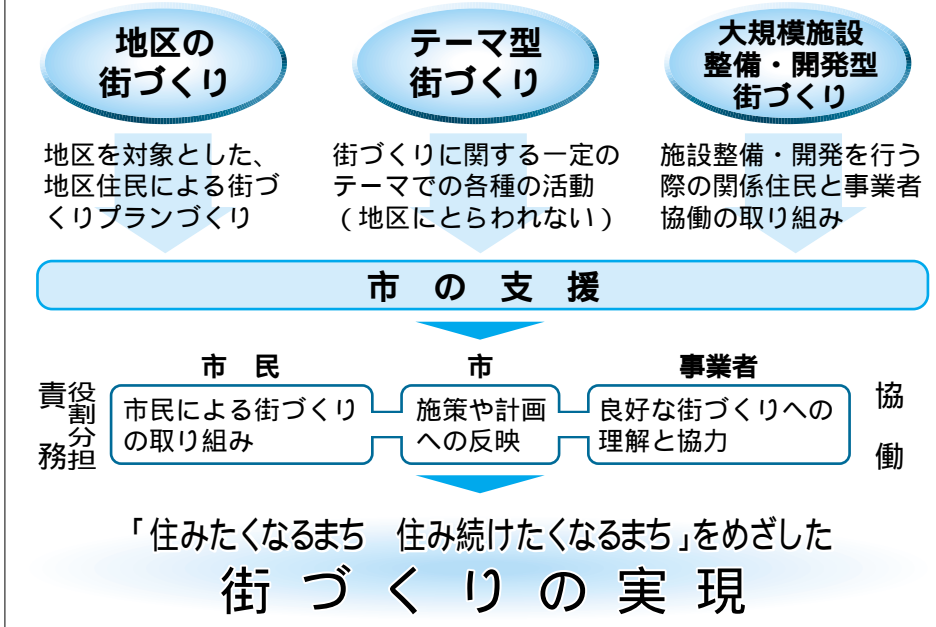
道路、建築物、緑の整備や保存などの「ものづくり」

街に花を植えたり清掃活動などの身近な「環境づくり」

地域における特産物、観光資源、地場産業の開発など、「生業づくり」

お祭り、博覧会、スポーツ大会などの「イベントづくり」

図3 街づくり実現の流れ

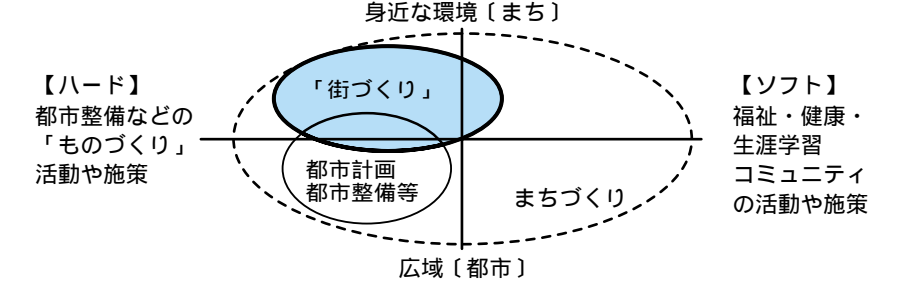


生涯学習、医療・健康福祉やボランティア活動などの「人づくり」

「町田市街づくり条例検討委員会」報告では、図2のように「まちづくり」を分類しています。

「(仮称)町田市街づくり条例」の対象とするまちづくりは、「住民が自ら住む地区を自らの活動により、物的・空間的に自らが住まう街の将来のあるべき姿や「住みたくなるまち」を住み続けたいまち」の検討を進める取り組み「街づくり」として行います。

図2 条例が対象とする「街づくり」の定義



【地区の街づくり】

地区住民の合意形成と「街づくり」

地区の街づくりとは、「身近な生活圏(地区)を舞台とし、環境保全あるいは市街地整備を目的として、地区住民の合意を前提とした計画作成または実践の活動」と定義づけられる住民主体の街づくり活動です。

市内には、様々な特性を持った地区があり、それぞれ独自の魅力を持ち、また、課題を抱えています。地区ごとの特性や個性を大切にすするために、市内全域に同じ計画やルールを定めることは適当とはいえません。

「地区の街づくり」は、住民自らが自分たちのまちを考え、その地区独自の計画をつくり、「街づくりプラン」(注1)を、より良い街づくりに、地区住民と市の協働のもとに実現していくこととするものです(図4)。

地区の街づくりは、身近な生活圏のさまざまな街づくりの課題に對して、「街づくり」をはじめ「まちづくり」と発意し、住民自らが身近な「地区」(自治会の区域、その他街づくりに適当な区域等)において、街づくりを話し合う中心となる場や組織をつくったうえで、地区住民の合意をはかりながら、地区の将来像や街づくりの方針、さらには街づくりのルールなどを定め(これを「街づくりプラン」と呼びます)、市に提案します。

なお、街づくりの発意(街づくりにをはじめようとする)は、住民自身によるものが基本ですが、市が都市づくりの視点から街づくりに必要があると判断した場合、「街づくり検討地区」として指定し、住民と市が協力して「街づくりプラン案」をつくっていく方法もあります。

街づくりの知識 (第一回)

町田市の都市計画における基本的な方針

(都市計画マスタープラン) (注1)

一九九二(平成四年)の都市計画法改正によって創設されたもので、市民の意見を反映しながら、市の都市計画・街づくりの基本的な方針を定めるものです。一般に「都市計画マスタープラン」と呼ばれます。

一九九九年六月に策定した「町田市の都市計画における基本的な方針(都市計画マスタープラン)」では、町田市での都市計画の運用における基本的な考え方と、町田市全体や地域ごとの空間的なあり方を示し、都市づくりの基本目標を示しました。

なお、都市計画マスタープランは、個別具体的な事業などの実施について明確な財源を想定しながら詳細に示すものでなく、施策推進の基本的な考え方を示すことにより、今後、個別の施策を実施する上でふまえるべき原則として広く都市づくりの主体に対して提示するものです。

地区計画制度(注2)

一九八〇(昭和五五年)に都市計画法・建築基準法の改正によって創設された制度で、身近な地区環境を対象に、建物の高さや建て方、道路・公園の整備や緑の保全などについて、住民等の合意にもとづき、地区固有の法的なルールとして定めることができる制度です。

法律にもとづいて定めるルールなので、決める際の条件には一定の要件が必要となりますが(関係住民の合意が必要など)、市独自の条例で定める同種のルールより、法的な効力は強くなります。

(4 面 へ 続 く)